

けんえいじゅうたく

県営住宅だより

2020

夏号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第4号

台風への備えはととのっていますか。

台風時等には、ラジオ、テレビなどのニュースをよく聞くとともに、次の点に注意して、万全の備えをしましょう。



●強風時に窓を開けるときは、扉があおられたり、物が落下・転倒することにより、思わぬ怪我をすることがありますので、十分注意しましょう。



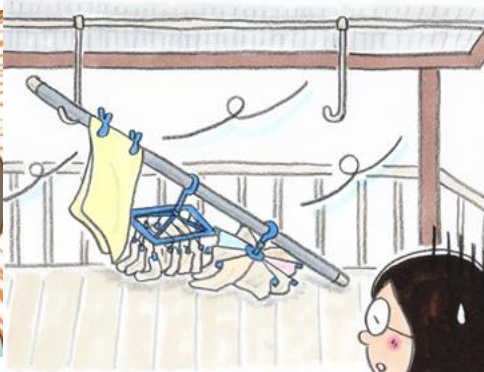
●バルコニーの排水口が詰まらぬよう、あらかじめ、掃除をしておいてください。（ベランダや廊下など冠水の原因となることがあります。）



●窓や出入口の戸締まりを厳重にして、すき間をタオルなどでふさいでください。この場合、窓枠下部に、外側から荷造り用テープを張り、さらに内側からサッシの敷居部分をタオル等で押さえると効果があります。



●台風時に外出する場合には、戸締まりを厳重にし、風雨の激しいときは、すき間から漏れた水で畳がぬれたり階下に漏水して迷惑をかけることとなりますので、特に注意してください。



●風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢やあき箱などは取り込み、物干しざおは、フックやバルコニーの「さん」に結んで固定又は外して下に置くなど対策をしましょう。



●断水、停電に備えて普段から飲料水、トイレ用水、懐中電灯、ラジオ、電池などを準備しておきましょう。

気象情報の検索→

検索

<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/>

『新しい生活様式』を健康に

『新しい生活様式』とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス感染対策は忘れずに!



屋外で
人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

十分な距離

マスク着用時は



激しい運動は避けましょう
のどが潤いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



マスクを着ると熱中症になりそう...

気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが潤いていなくても こまめに水分補給をしましょう



1時間ごとに コップ1杯
入浴前後や起床後も
まず水分補給を

・1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を目安に




ペットボトル
500mL 2.5本



コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに




エアコン使用中も こまめに換気をしましょう


(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する




換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



水分補給は忘れずに!

- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

「厚労省ホームページより抜粋」

※会社窓口へ来社の際には、マスク着用・手のアルコール消毒にご協力ください。

重要 収入申告書の提出はお済でしょうか！

「収入申告書」の提出は県営住宅にお住まいの方の義務です。まだ提出されていない方については、世帯の収入状況にかかわらず、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料を負担していただくこととなりますので、提出されていない方は早めに提出をお願いいたします。



☆収入申告義務の緩和に関するお知らせ☆

県営住宅にお住まいの皆様には、毎年収入申告をしていただき、これに基づいて県で来年度の家賃を決定しています。しかし、認知症など入居者自ら収入申告が難しい場合は、県が調査した収入額をもとに家賃の決定を行うことができる制度を新たにつくりました。

つきましては、制度の利用を希望する方がいらっしゃいましたら下記連絡先までご相談ください。

連絡先：収入調査係 098-917-2435

家賃のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。

家賃などの納付は

口座振替をご利用ください。

らくらく！

金融機関に納付に出向く必要がなく
便利です。

あんしん！

納付ごとに自動で引き
落とされ、収め忘れ
がなく確実です。

かんたん！

一度手続きすれば
自動継続されるの
で簡単です。



■預金口座振替依頼書は収納係にて用意しております。

※収納係にお電話での請求もできます。

■預金口座振替依頼書を金融機関窓口へ直接ご提出ください。

※口座振替の手続き完了までに45日程度かかります。

■沖縄県内金融機関でのお取り扱い

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、労金、JA、信金の各支店も対応しております。

【お問い合わせ先】

沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課
収納係 TEL 098-917-2436

家賃減免制度について

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少し、住宅使用料（家賃）の支払いが困難である場合に利用していただく制度です。家賃減免が適用される期間は原則、申請が受理された翌月から当該年度までです。その間、住宅使用料（家賃）の一部が免除となりますが、減免申請には所得基準やその他申請要件がございますので、詳しくは公社へお尋ねください。



【減免対象となる収入減少の理由】

- ▲病気等で長期にわたる療養を必要とし、費用がかさんだとき
- ▲収入のある方が失職したとき
- ▲その他前記に準ずる特別な事情があるとき

※継続的に収入が減少する場合には、収入再認定制度がありますので、申請に関する詳細は、公社へお尋ねください。

家賃の支払い、ひとりで悩まず相談を！

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

当公社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃滞納に関する相談に応じます。



専門相談窓口
専門ダイヤル

☎ (098) 917-1210

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間：8:30～17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること ☎098-917-2206
- 県営住宅退去・減免申請、入居者の異動、収入申告に関すること ☎098-917-2435
- 県営住宅駐車場に関すること ☎098-917-2437
(車庫証明発行、契約・解除手続き等)
- 家賃支払いに関すること ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・模様替え申請に関すること ☎098-917-2438

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合い、つながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡いただくようお願いいたします。

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- ・名護出張所 TEL：0980-43-7970 FAX：0980-43-7971
- ・コザ出張所 TEL：098-988-7686 FAX：098-988-7687
- ・宜野湾出張所 TEL：098-917-6173 FAX：098-917-6174

※ご不明な点は上記の出張所にお問い合わせください。